

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 19 年 12 月 14 日(金) 第 7 9 4 9 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (1043) (指導管理課) 2 生活保護法による診療所の廃止の届出 (1044) (福祉保健課) 2 生活保護法による医療機関の指定の辞退 (1045) (〃) 2 保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (1046~1048) (森林保全課) 3 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (1049) (水産課) 5 指定居宅サービス事業者の指定 (1050) (東部総合事務所福祉保健局) 6 指定介護予防サービス事業者の指定 (1051) (〃) 6 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (1052) (中部総合事務所福祉保健局) 7
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (101) 7
◇ 公 告	歯科技工士試験の実施 (医療政策課) 7 平成 19 年度屋外広告物講習会の開催 (景観まちづくり課) 9 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3件) (森林保全課) 10 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) 13
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 15

告 示

鳥取県告示第 1043 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

理学療法士等修学資金貸付規則（昭和49年鳥取県規則第23号）第10条及び看護職員修学資金貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）第11条の規定による貸付金の返還金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県福祉保健部医療政策課

課長補佐 澤谷 弘道

主幹 笠見 孝徳

看護係長 角野 幸恵

3 委任期間

平成19年12月14日から平成20年3月31日まで

鳥取県告示第 1044 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
北尾医院	米子市福市1170-5	平成19年12月1日

鳥取県告示第 1045 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定に基づき、指定医療機関の指定の辞退があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	辞退年月日
プラザクリニック	鳥取市立川町五丁目 256-1	平成 19 年 11 月 1 日

鳥取県告示第 1046 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市矢矯字銚子口286の1・字毛無西平642の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、双六原字オノ谷東分391の1、391の6、字オノ谷西分392の1から392の3まで、字オノ谷口393の1から393の5まで、字外輪谷461の1、吉岡温泉町字千穂907の1、907の6から907の12まで、字椋谷奥920

（2）保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3）変更後の指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

（ア） 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

矢矯字銚子口286の1・字毛無西平642の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

（イ） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市矢矯字三谷奥163の3、163の4、572、574の2、576、字三谷奥ノ二176の1、176の2、580、582、584、字下河原ノ一497の1、497の2、509の1から509の3まで、字下前田512の1、512の3、字生姜谷ノ一525の1、字神田529の1、字棒谷ノ一542、546、550の1、字上土居東分ノ一565、字初輪谷ノ一607の1、608、609の1、610の1、610の3から610の5まで、双六原字オノ谷東分391の3、字梅木谷423の2、423の3、字梅木谷式427の1、427の3、429の1、字村土居438、439、字堂免472の1から472の3まで、472の5、473の1、妙徳寺字村土居440の2、字間不谷482の5、吉岡温泉町字秋葉山992の1、992の2

（2）保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3）変更後の指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 1047 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市気高町奥沢見字狼谷1225の7・1225の8・1225の16（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1225の17から1225の20まで、1225の23、1225の27から1225の29まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市気高町重高字樽丸下ノ谷280、281、気高町飯里字角力場東平297の3、気高町土居字首掛谷370、371、372の2、気高町宿字地才438の2、字小池谷447の2、字神子谷456、字正壽寺谷507の4、507の5、字新葉谷512の3、字宮谷521の3、気高町殿字谷奥平552、554の1から554の3まで、字二階平555、557、559、559の1、560、560の1、561、字下二階平580の1、581の1から581の3まで、字石谷582、582の1、583、584の2、586、597の16、字中谷598の14、気高町酒津字樽谷東平723、723の1、724の1、724の2、725の2、726の1、1023の1、字清水谷974、975の1、字奥ノ谷1019、1020の1、気高町日光字荒神谷廻り844の1、気高町下光元字廣見谷859、860の1から860の6まで、861、863、864、字北谷奥890の2、890の6から890の11まで、890の13、892の2、字大葛谷896、字葛谷906、908、910の3、字新宮谷口937の3、字猪ノ谷974の2、976、977、978の2、984、字砂堀奥989の2、字砂堀口995、字夏ヶ谷二1121の11、字石ヶ谷1136、字持木1148、字山崎西平1189の2、気高町下坂本字観音寺谷1076、字西山平1240から1244まで、1244の1、1245の1、1245の2、字寺谷1217、気高町宝木字深田1469の5、字母木坂1511、1512

（2） 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3） 変更後の指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 1048 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字杉谷字高橋48の1、60、63から73まで、76、字堂ノ谷600、字宮ノ谷奥628から637まで、字笹原谷743、744、746、字沖谷754から758まで、759の1、759の3、760、761、字津ノ谷777、778、780から787まで、字向平ラ788の1から788の8まで、789、790、字猪ノ子山ノニ797の1、797の8から797の46まで、字猪ノ子山ノ一798の1から798の12まで、字猪ノ子山801、802、字境ヶ谷尻リ803、字境ヶ谷804から806まで、大字貝田字左谷855の1から855の22まで、字渋ヶ平ル856、857、字右谷858の1から858の8まで、大字美用字滝ノ上1869、1870、字析谷ノ一1871、1872、字析谷ノ二1873の1、1873の2、1874の1、1874の2、1875、字境ヶ谷1876から1879まで、字ヲバ山1880から1883まで、字中ソ祢1884から1886まで、1887の1、字林ノ平ル1906から1909まで、1910の2、大字大河原字大成1931の1、1931の3、1931の6から1931の14まで、1931の38から1931の49まで、1931の51、1931の53、1931の55、1931の60、1931の63、1931の64、1931の67、1931の69、1931の71、1931の73、1931の75、1931の77、1934から1937まで、1939、字ツカン原1940、1941、1942の1、1943、1944の1、1944の2、1945、1946、1949、1950、1952、1953、字武用谷1954の1から1954の3まで、1955から1969まで、1970の1、1970の2、1971、1972、字三谷1973、1974、1976から1992まで、字淀平1993、1995の1、1995の2、1995の4、字上大谷1997、1998の1から1998の5まで、1999、2000、字中ノ谷2001から2007まで、2008の1、2008の2、2009の1、2009の2、字大谷2010から2016まで、2017の1、2017の2、字内山2022から2030まで、大字御机字杉川758、759の1から759の9まで、760の1から760の3まで、761、字木崎765の3

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字杉谷字高橋48の1（次の図に示す部分に限る。）、67、68、69・字向平ラ789（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 1049 号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105

条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
田後加入区	沖合底びき網漁業（底びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が 20 トン以上 100 トン未満であるものをいう。以下同じ。）
鳥取網代加入区	沖合底びき網漁業
	小型いか釣り漁業及び小型定置漁業（内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業をいう。）

鳥取県告示第 1050 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
医療法人悠和会 理事長 橋口政弘	鳥取市新 103-10	デイサービスセンター悠	鳥取市大覚寺 77-56	通所介護	平成 19 年 12 月 5 日

鳥取県告示第 1051 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
医療法人悠和会 理事長 橋口政弘	鳥取市新 103-10	デイサービスセンター悠	鳥取市大覚寺 77-56	介護予防通所介護	平成 19 年 12 月 5 日

鳥取県告示第 1052 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ハピ ネライフケア 鳥取	東京都港区六本 木六丁目 10-1	ハピネヘルパース テーション倉吉	倉吉市上井 359 - 9	居宅介護、重度 訪問介護	平成 19 年 11 月 1 日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第 101 号**

平成 19 年第 15 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成 19 年 12 月 18 日（火） 午後 4 時 30 分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 国政選挙で使用する投票用紙の色について
 - (2) その他

公 告

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和 57 年法律第 1 号）附則第 2 条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験期日
 - 実地試験 平成 20 年 3 月 2 日（日）午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
 - 学説試験 平成 20 年 3 月 3 日（月）午前 9 時から午後 3 時まで
- 2 試験場所
鳥取市富安二丁目 84 鳥取県東部歯科医師会館
- 3 試験科目

実地試験 歯科技工実技

学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎^{がく}口腔^{くわう}機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成 20 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成 20 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成 20 年 1 月 9 日（水）から同月 18 日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 20 年 1 月 18 日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県福祉保健部医療政策課

7 受験願書の添付書類

(1) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成 20 年 3 月 11 日（火）までに卒業証明書を提出すること。）

イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(2) 写真（手札形台紙付とし、出願前 6 月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に **シギ** の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。）

8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、36,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の定められた位置にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

平成 20 年 3 月 17 日（月）正午に、合格者の受験番号及び合格基準を鳥取県庁本庁舎の 1 階掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。

10 成績開示

この試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）第 19 条第 1 項の規定により、合格発表から 1 月間、口頭により開示を請求することができる。

(1) 開示請求できる者 受験者本人

(2) 開示請求に必要なもの 受験票及び免許証その他の受験者本人であることが確認できるもの（顔写真がはり付けられているものに限る。）

(3) 開示内容 科目別得点及び総得点

(4) 請求場所 鳥取県福祉保健部医療政策課

11 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医療政策課において交付する。

- (2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
 (3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医療政策課（電話 0857-26-7173）に照会すること。

鳥取県屋外広告物条例（昭和 37 年鳥取県条例第 31 号）第 10 条の 10 第 1 項の規定により、平成 19 年度第 2 回鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
平成 20 年 2 月 4 日（月） 午後 2 時から午後 5 時まで	鳥取県庁第 2 庁舎 4 階 第 33 会議室	広告物の施工に関する事項
同年 2 月 5 日（火） 午前 10 時から午後 4 時 30 分まで		広告物に関する法令 広告物の表示の方法に関する事項

2 受講申込手続

(1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部・中部・西部総合事務所の生活環境局建築住宅課、八頭・日野総合事務所の県土整備局維持管理課及び各市町村役場並びに鳥取県のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3577>）において配布する。

(2) 受講申込書の受付期間

平成 19 年 12 月 28 日（金）まで及び平成 20 年 1 月 4 日（金）から同月 25 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 20 年 1 月 25 日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、郵便又は信書便による場合は、アの場所に送付すること。

ア 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり係（鳥取県庁本庁舎 7 階）

イ 鳥取市立川町六丁目 176 鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課

ウ 八頭郡八頭町郡家 100 鳥取県八頭総合事務所県土整備局維持管理課

エ 倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

オ 米子市糶町一丁目 160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

カ 日野郡日野町根雨 140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局維持管理課

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は 4,400 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙ちょう付欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、県外在住等の理由により鳥取県収入証紙を購入することが困難な場合は、証紙による方法以外の方法によることができるので、5 の問合せ先に確認すること。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和 37 年鳥取県規則第 50 号）第 13 条第 2 項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり係（電話 0857-26-7363）

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 26 日付鳥取県告示第 971 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

金田 好弘	倉吉市関金町郡家字後口谷 613 の 2
大田 玄市	〃
鷺見 正則	倉吉市関金町郡家字牛尊谷 630 の 8
竺原 貞博	倉吉市関金町郡家字牛尊谷 630 の 32

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

一二三百蔵	倉吉市関金町山口字山白水 1163 の 25
小田 教男	〃
小椋美白男	〃
鉄本 幸一	〃
鉄本 正春	〃

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

石岩 秀蔵	倉吉市関金町堀字奥宮原ノ二 3492 の 2
〃	倉吉市関金町堀字奥宮原ノ二 3492 の 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 11 月 26 日付鳥取県告示第 972 号)の内容

(告示の内容)

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山下 幸一	東伯郡琴浦町大字杉地字家ノ上へ 474
-------	---------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山下 祐二	東伯郡琴浦町大字杉地字森平 529 の 2
-------	-----------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 琴浦町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変
更予定の告示(平成 19 年 11 月 26 日付鳥取県告示第 973 号)の内容

(告示の内容)

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

松浦 種矯	日野郡日南町神福字大原奥 2015
〃	日野郡日南町神福字大原ノ上 2026 の 3 (次の図に示す部分に限る。)
松浦満喜子	〃

松浦 種矯	日野郡日南町神福字塩滝山 2069 の 86 (次の図に示す部分に限る。)
-------	---------------------------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

佐藤 正春	日野郡日南町印賀字道ノ子山 35 の 2
佐藤 敏治	〃
段塚 太郎	〃
名越 徳次	日野郡日南町三吉字穴内 478 の 5
才原 房治	日野郡日南町三吉字床吉山鉦後口 918 の 2
黒田 新二	日野郡日南町上萩山字新田山 486 の 53
白根良次郎	日野郡日南町菅沢字秋原山 565 の 5
岸 與平	日野郡日南町下阿昆縁字下川平山 1738 の 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保
全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日南町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責
任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の区分等

- (1) 講習の区分 新規取得講習及び追加取得講習
 (2) 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務のうち施設、空港保安、機械、保安警備業務（以下「1号警備業務」という。）

2 実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
新規取得講習	平成 20 年 2 月 19 日（火）から 同月 27 日（水）まで（日曜日及 び土曜日を除く。）	午前 9 時から午後 5 時まで	鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 3 階第 7 会議室
追加取得講習	平成 20 年 2 月 22 日（金） 同月 25 日（月）から同月 27 日 （水）まで	午後 1 時から午後 5 時まで 午前 9 時から午後 5 時まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 20 名程度
 (2) 追加取得講習 20 名程度

4 講習事項

- (1) 新規取得講習
 ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
 イ 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
 ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
 エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
 オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。
 (2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

5 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ定める者とする。

- (1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。
 ア 最近 5 年間に 1 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
 イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事しているもの
 エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者
 オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事しているもの
 (2) 追加取得講習 1 号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、最近 5 年間に 1 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上であるもの

6 受講申込書の受付期間

平成 20 年 1 月 7 日（月）から同月 11 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

7 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）

8 受講申込書の提出部数等

受講申込書は 1 通とし、写真（受講申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 5 の(1)のアに該当する者にあつては、1 号警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 5 の(1)のイに該当する者にあつては、1 級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 5 の(1)のウに該当する者にあつては、2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 5 の(1)のエに該当する者にあつては、旧 1 級検定に係る合格証の写し
- (5) 5 の(1)のオに該当する者にあつては、旧 2 級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 5 の(2)に該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

9 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次に掲げる金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

- (1) 新規取得講習 47,000 円
- (2) 追加取得講習 23,000 円

10 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
泌尿器用 X 線検診システム 2 式
- (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成 20 年 3 月 31 日（月）
- (4) 納入場所
鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院
倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 12 月 28 日（金）午後 4 時まで 4 の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成 19 年 12 月 14 日（金）から平成 20 年 1 月 23 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県病院局総務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県病院局総務課経営改善推進担当

電話 0857-26-7886

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成 19 年 12 月 14 日（金）から平成 20 年 1 月 10 日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/byouinkyoku/>）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成 19 年 12 月 14 日（金）から平成 20 年 1 月 10 日（木）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便

事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 1 月 23 日（水）午前 11 時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前 10 時とする。）
鳥取県庁第 3 会議室（鳥取県庁本庁舎地下 1 階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 1 月 11 日（金）午後 5 時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県営病院事業管理者が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Urological X-Ray system, 2Set
- (2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation :
5:00 PM 11 January, 2008
- (3) Date and Time for the submission of tenders : 11:00 AM 23 January, 2008
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 23 January, 2008
- (4) Please contact : General Affairs Division, Hospital Bureau, Tottori Prefectural Government 1 -
220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan
TEL 0857-26-7886